決　　裁

裁判官分限事件の裁判の公示

平成２５年（分）第１号

決　　定

福岡地方裁判所判事
兼福岡家庭裁判所判事
福岡簡易裁判所判事
被申立人　髙橋　信慶

上記被申立人に対し，福岡地方裁判所から裁判官分限法６条の規定による申立てがあったので，当裁判所は，被申立人に陳述の機会を与えた上，次のとおり決定する。

主　文

被申立人を戒告する。

理　由

被申立人は，平成23年10月17日から福岡地方裁判所判事の職にある者であるが，平成25年８月１日午前零時ころ，福岡市中央区所在の飲食店において，女性司法修習生１名及び男性５名とともにボックス式テーブル席に座って飲酒をしながら歓談中，同女に対し，キスをしたい旨複数回発言し，さらに，右手で同女の左手を引っ張って引き寄せるなどした上，同女の意に反して，２回にわたり同女の左頬にキスをしたものである。

上記事実は，⑴被申立人の履歴書，⑵福岡地方裁判所長作成の調査報告書により，これを認める。

被申立人の上記行為は，裁判所法49条の「品位を辱める行状」に該当する。

よって，裁判官分限法２条の規定により被申立人を戒告することとし，主文のとおり決定する。

平成 25 年 10 月８日

福岡高等裁判所特別部
裁判長裁判官　古賀　　寛
裁判官　一志　泰滋
裁判官　服部　　悟
裁判官　髙野　　裕
裁判官　川口　政明

選　　運

海事補佐人の登録及び登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから，海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十五年十月二十二日

海難審判所長　清水　正男

登録

登録番号	氏名	登録年月日
一三三〇九	水沼　直樹	二五・七・三〇
一三三一〇	佐藤　友彦	〃・八・一
一三三一一	伊東　達也	〃・九・四
一三三一二	橋本　　工	〃・〃・八

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	事由
四四四	小川　洋一	二五・八・二七	死亡

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成25年10月21日をもって満了した。

平成 25 年 10 月 22 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成24年度航空管制官採用試験

資　　料

機械受注統計調査報告（平成25年８月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年７～９月	10～12月	平成25年１～３月	４～６月	平成25年５月	６　月	７　月	８　月
受注総額	54,382	56,379	60,410	62,406	22,696	19,443	20,291	21,203
	（－8.4）	（3.7）	（7.1）	（3.3）	（12.0）	（－14.3）	（4.4）	（4.5）
	〔－8.3〕	〔－9.7〕	〔－5.3〕	〔4.7〕	〔18.1〕	〔2.7〕	〔5.3〕	〔25.9〕
民需	25,526	25,341	25,477	26,754	9,455	8,888	9,192	9,483
	（－2.2）	（－0.7）	（0.5）	（5.0）	（12.4）	（－6.0）	（3.4）	（3.2）
	〔－7.1〕	〔－5.6〕	〔－2.0〕	〔2.5〕	〔15.5〕	〔4.8〕	〔3.6〕	〔17.2〕
〃（船舶・電力を除く）	21,715	21,546	21,539	22,999	7,992	7,774	7,772	8,193
	（－1.3）	（－0.8）	（－0.0）	（6.8）	（10.5）	（－2.7）	（－0.0）	（5.4）
	〔－4.6〕	〔－0.8〕	〔－4.6〕	〔6.4〕	〔16.5〕	〔4.9〕	〔6.5〕	〔10.3〕
製造業	9,031	8,550	8,407	8,875	2,971	3,042	3,187	3,213
	（－3.0）	（－5.3）	（－1.7）	（5.6）	（3.8）	（2.4）	（4.8）	（0.8）
	〔－9.5〕	〔－11.1〕	〔－12.1〕	〔－4.2〕	〔－6.2〕	〔2.4〕	〔－2.0〕	〔8.7〕
非製造業（船舶・電力を除く）	12,772	13,491	13,072	14,701	5,607	4,623	4,624	4,911
	（－0.3）	（5.6）	（－3.1）	（12.5）	（25.4）	（－17.5）	（0.0）	（6.2）
	〔－1.3〕	〔7.4〕	〔2.8〕	〔14.1〕	〔34.3〕	〔6.6〕	〔13.0〕	〔11.6〕
官公需	7,202	6,942	6,949	8,668	3,599	2,584	2,917	2,674
	（－6.3）	（－3.6）	（0.1）	（24.7）	（44.8）	（－28.2）	（12.9）	（－8.3）
	〔18.1〕	〔－1.5〕	〔－6.9〕	〔7.4〕	〔51.1〕	〔0.7〕	〔23.5〕	〔17.1〕
外需	20,593	21,246	23,670	24,837	9,066	7,553	7,660	9,377
	（－10.5）	（3.2）	（11.4）	（4.9）	（10.3）	（－16.7）	（1.4）	（22.4）
	〔－18.0〕	〔－16.5〕	〔－8.8〕	〔7.8〕	〔17.1〕	〔0.1〕	〔4.4〕	〔41.8〕
代理店	2,720	2,648	3,000	2,643	918	978	949	972
	（－1.4）	（－2.6）	（13.3）	（－11.9）	（22.7）	（6.6）	（－3.0）	（2.4）
	〔11.7〕	〔－1.8〕	〔4.2〕	〔－4.1〕	〔－1.6〕	〔5.3〕	〔－4.4〕	〔10.3〕

（備考）１．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

２．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成24年７～９月	10～12月	平成25年１～３月	４～６月	平成25年５月	６　月	７　月	８　月
Ｉ　製造業計	－3.0	－5.3	－1.7	5.6	3.8	2.4	4.8	0.8
１食品製造業	－10.9	11.4	－7.5	3.3	9.1	19.7	－31.6	51.3
２パルプ・紙・紙加工品	－5.2	90.1	－12.6	－52.9	129.9	－67.3	993.2	－86.6
３化学工業	－19.5	15.7	－15.7	7.8	48.2	－36.1	－15.2	31.0
４石油製品・石炭製品	28.2	22.0	28.7	－39.0	7.1	11.6	－15.4	223.2
５鉄鋼業	42.1	－34.0	－0.3	－0.2	－16.7	－27.0	85.4	－19.7